

標準貨物自動車運送約款の改正について

平成29年11月4日より、標記「標準貨物自動車運送約款」(*1)が改正されます。ついては、新・約款を採用する場合、もしくは旧・約款(*2)を継続使用する場合等において、下記の対応が必要となりますので、ご承知おきください。

1 新・標準貨物自動車運送約款 に変更する場合

○〔新たに、「待機時間料」、「積込料及び取卸料」の収受を追加〕

〈必要な対応〉

- ①「運賃及び料金の変更届出」を運輸支局へ提出。〈別添「様式1」を参考〉
* 設定してから30日以内に届出する必要があります。
- ②新・標準貨物自動車運送約款を営業所へ掲示。

2 旧・貨物自動車運送約款 を継続使用する場合

○〔従前どおり、「車両留置料」を収受〕

〈必要な対応〉

- ①旧・貨物自動車運送約款を継続使用することについて、運輸支局へ認可申請を行う。〈別添「様式2」を参考〉
* 平成29年11月4日までに行う必要があります。
- ②上記認可後、旧・貨物自動車運送約款を営業所へ掲示。

3 新たに社内独自に定めた運送約款 を使用する場合

〈必要な対応〉

- ①新たに社内独自に定めた運送約款を使用することについて、運輸支局へ認可申請を行う。〈別添「様式2」を参考〉
* 平成29年11月4日までに行う必要があります。
- ②上記認可後、社内独自に定めた運送約款を営業所に掲示。
- ③運賃及び料金の体系、金額の変更をする場合、運輸支局へ「運賃及び料金の変更届出」を提出。〈別添「様式1」を参考〉
* 但し、従来より社内独自に定めた運送約款を使用しており、今回改定等を行わない場合は、認可申請は不要。

(*1) 標準貨物自動車運送約款及び、標準貨物軽自動車運送約款をいう。

(*2) 平成29年11月3日以前に適用されていた、標準貨物自動車運送約款及び、標準貨物軽自動車運送約款をいう。